

周南市監査委員 久行 竜二
周南市監査委員 井本 義朗

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和5年3月30日に議長及び市長に提出し、令和5年6月2日に議会報告されています。）

1 監査の対象

環境生活部

環境政策課、リサイクル推進課、市民課、生活安全課、人権推進課

2 監査の範囲

令和4年4月から令和4年11月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

令和5年1月10日（火）から令和5年3月30日（木）まで

4 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、財務事務監査を中心に行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

5 監査の着眼点

監査の実施に際し、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、着眼点を設定した。その主な項目は次のとおりである。

(1) 共通的事項

ア 内部統制が有効に機能しているか。

(2) 収入事務

ア 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

- イ 調定の時期及び手続は適正か。
 - ウ 滞納状況及びその理由を明確に把握し、かつ記録しているか。
 - エ 納期限の設定は適切か。
 - オ 領収印の保管及び取扱いは適正に行われているか。
- (3) 支出事務
- ア 支出の特例による支払方法及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
 - イ 物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか。
 - ウ 正当な理由がなく分割発注していないか。
- (4) 契約事務
- ア 設計書及び仕様書は適正に作成されているか。
 - イ 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。
 - ウ 契約発注の時期及び契約変更時期は適切か。
 - エ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。
- (5) 財産管理事務
- ア 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。
 - イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。
 - ウ 紛失、破損、盗難品、廃品及びその他不用品の処理は適正に行われているか。
 - エ 関係帳簿、書類等の記帳、各種証拠書類等の整理は適正に行われているか。

6 監査の結果

上記事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、法令等に適合し、合理的かつ効率的な執行に努められており、次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書等で指導した。

環境政策課

(1) 収入事務

ア 給水使用料について、調定処理を行っていないもの及び債権管理台帳が整備されていないものがあった。

(2) 契約事務

ア 草刈業務委託契約について、分割して発注しているものがあった。

リサイクル推進課

(1) 収入事務

ア 有価物の売払収入について、売払重量を誤ったため収入額が過少となっているものがあった。

イ し尿処理手数料について、債権管理台帳が整備されていなかった。

(2) 支出事務

ア 物品の調達について、適切な購入計画に基づいて適正で効率的な購入がされていないものがあった。

(3) 契約事務

ア 有価物の売払契約について、不適切な収入見込み額の算定により適正な契約手続きが行われていないものがあった。

(4) 財産管理事務

ア 寄附採納した備品について、備品台帳に登載されていないものがあった。

人権推進課

(1) 契約事務

ア 賃貸借契約及び業務委託契約について、年度開始前に予算執行行為である契約事務が執行されているものがあった。

(2) 財産管理事務

ア 寄附採納した備品について、備品台帳に登載されていないものがあった。